

基本目標5 協働・連帯のまち

1 市民参画・協働の推進

施策の方針

市民と行政が信頼関係を持ちながら、適切な役割分担のもと、市民生活における様々な分野で市民との協働を進めます。急速に発達する情報化社会の中で、情報機器や通信システムを活用するなどにより、市民が気軽に市政に参画でき、市民と行政がともにまちづくりを考えることができるよう、市民との協働の体制づくりを進めます。

現状と課題

市民ニーズや価値観の多様化、複雑化が進むなか、行政だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが困難になっています。魅力あふれるまちを築くためには、地域の特性を生かしたまちづくりや、地域を知り、地域に愛着を持つ市民によるまちづくりが求められています。

本市では、これまで各種委員会や審議会等を通じた市民参画による行政計画の策定に努めているほか、パブリックコメント制度を導入して広く市民の意見を聴く機会を設けるよう努めています。また、市民の市政への参画や地域での活動を支援するためのICT利用方針を検討し、市民が市政に関して、直接、提案や提言ができる機会を設けるよう努めています。

今後においても、情報の公開を徹底し、市民が日常的に市政に関心を持つことのできる基盤づくりを進めるとともに、行政運営への市民の参画の機会を増やし、市民の意見を行政運営に生かしていく必要があります。

主要施策

(1)市民参画の推進

○各種行政計画の策定においては、市民が参加できる体制を構築し、決定にあたってはパブリックコメントなどの実施により、広く市民の意見を募るとともに、市民の意見が反映されるよう努めます。

(2)協働体制の構築

○多様な市民ニーズ、社会的な課題に対応していくNPO活動やボランティア活動を支援し、市民が広く活躍できる環境を整えるよう努めます。

○公民館運営審議会、地域活性化のための自治活動団体、健康づくり活動団体など地域の地縁組織・団体と連携し、地域における課題の解決やまちづくりについて、市民とともに考える仕組みづくりを検討します。

○地域における課題の解決を目的とする市民活動や、市民提案型の協働事業への助成制度について検討します。

○地域活動の活性化のため、地域ごとの活動を広く市民の間に紹介し、地域間交流が促進されるよう努めます。

(3)オープンデータの推進

○市ホームページに、市が保有するデータを再利用できる形で公開します。また、地域課題解決のためのデータの利用促進について、取組を検討します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
オープンデータ登録数	件	0	50	年10件増

2 地域コミュニティ活動の充実

施策の方針

自治会・町内会等をはじめとする地縁団体や、福祉や環境、防災など自治以外の分野で活動する団体らを核として、地域内連携強化の支援や住民自治組織のあり方等について検討を進めます。

また、それぞれの地域の実情にあわせた組織発展を支援するとともに、支援体制を構築し、地域と行政が協働でまちづくりを進めていけるよう、地域と行政、双方の体制づくりを進めます。

現状と課題

本市は、平成 15 年より、地方分権社会における住民自治の確立を目指すことを目的とした「地域活性化のための自治活動団体」を各地区に組織し、自治活動組織単位区において地域ごとの特色のある活動において、活動の支援を行ってきました。しかし、人口の減少、高齢化社会の進行による地域リーダーの高齢化や後継者不足の問題、また、地域のつながりの希薄化等が深刻化し、いわゆる地域コミュニティの維持が課題となっています。将来にわたり組織を持続可能とするための取組が必要な状況となっており、特にこれからは若い人でも参加しやすい仕組みづくりやそのきっかけづくりの仕組み、既存組織の意識に留意した連携が求められています。



稲生地区集落活動センター「チーム稲生」での会合

主要施策

(1) 住民自治組織の活動支援と再構築

- 地域の実情に応じた住民自治組織の体制や組織のあり方について、基本的には地域内連携強化の方向で検討を進め、各地域での住民自治組織の再構築に取り組みます。
- 交流事業や文化・伝統芸能など、地域が主体となっていて行っている地域活動や、新たな住民自治組織等への支援を進めます。

(2) 地域と行政との協働推進

- 地域の防犯・防災・防火活動をはじめ、環境美化活動や保健衛生活動など行政との協働により、自治会・町内会が、身近な公共的活動を積極的に取り組めるよう、地域住民と行政をつなぎ、地域課題を解決するため情報の共有化、コミュニケーションづくりを進めます。

(3) 地域人材の育成

- 地域における住民の多様な思いが調和をもって実現される地域活動が継続的に行われるよう、多くの人材が主体的に活動に参画し役割を分担しつつ連携できる仕組みづくりを支援することによって、地域で活躍する人材の育成につなげます。

(4) 自治会・町内会への加入促進

- 地域によっては自治会・町内会への加入率が低下しています。地域住民が利用するごみステーションや防犯灯などの維持管理は地域で行っていることなど、地域コミュニティの必要性を広く周知することで、自治会・町内会への加入を促します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
地域内連携協議会の設立(集落活動センター含む)	地区	2	4	

3 定住・移住の促進

施策の方針

生活環境整備をはじめ、より魅力ある地域を実現するための取組を総合的に推進することで人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を将来にわたって維持します。

現状と課題

市内中心部の人口は増加傾向にある一方、周辺部では減少しており、特に市内北部中山間地域では減少率が高くなっています。国勢調査による本市の人口は、平成17年をピークに減少しています。

人口減少に伴う経済規模の縮小や若者の県外流出、少子化の加速などの負の連鎖に歯止めをかけるためには、人々が住み続けたいと思える魅力ある地域を維持し、実現することが重要です。特に、市の人口の半数を超える人々が暮らす市街化調整区域においては、集落拠点周辺エリアにおける空き家の活用や既存の宅地等の活用を促進し、良好な定住環境を形成することによって一定の定住人口を確保する施策の推進が重要であるとともに、生活関連インフラの集積に人口規模の点から条件不利のある市内北部中山間地域においては、積極的な施策の推進が必要となります。

移住の促進に関しては、本市は高知県において高知市に次ぐ都市機能を備えたまちとして、豊かな自然に囲まれつつも生活に必要な医療機関、量販店などの施設や公共交通が充実しており、また、全域にわたって光回線のインフラが整っていることなど、利便性の良い暮らしが実現できることを移住希望者に対してPRしています。加えて、ライフスタイルに対するニーズが多様化する現状を踏まえ、移住希望者のニーズに沿った情報提供や本市の魅力を実感していただく機会の創出の取組が重要となっています。

主要施策

(1) 市内周辺地域における定住促進

- 平成30年4月に、高知県より都市計画法の権限移譲を受け、同時に市独自の条例として制定した「南国市都市計画法施行条例」に基づく開発許可の立地基準の運用により、市内周辺地域におけるコミュニティ機能の維持に努めます。さらに、人口動態等の経年調査・分析を踏まえ、市街化調整区域における農業振興等との調和を基本とした開発許可基準の再検討を行うなど、将来にわたり集落に住み続けることのできる定住環境の保全を促進します。
- 南国市立地適正化計画で位置づける集落拠点での定住促進策を推進するとともに、市内北部中山間地域において飲料水や生活道など住民生活に必須となる生活インフラ整備を「辺地に係る総合整備計画」により推進します。
- 日常生活における移動手段の確保は、移動手段を持たない人にとって必須の社会インフラであることから、平成24年度から市内北部中山間地域で運行する予約型乗合タクシーと平成30年度に導入した南国市コミュニティバスの維持・充実に努めます。
- 市内北部中山間地域に広がる森林地は、水源涵養や生物多様性保全など多様な環境保全機能を有するとともに、土砂災害防止機能、林業基盤としての機能を有します。これら多様な機能の保全を図るため、森林環境譲与税も活用し森林整備を進めます。

(2) 空き家を活用した移住促進

- 移住者用住宅として、市が借上げてリフォーム・転貸を行う空き家活用住宅整備を推進するとともに、民間不動産業者の専門性を活用し、空き家所有者等の自発的な空き家活用（売買・賃貸）を促進します。また、本市への移住を検討されている方のために、短期滞在型のお試し住宅の整備を推進し、実際に本市での生活を体験していただくことにより、移住のミスマッチを抑制します。
- 平成30年4月に、高知県より都市計画法の権限移譲を受け、同時に市独自の条例「南国市都市計画法施行条例」を制定しました。当該条例において、市街化調整区域における空き家等を第三者の自己用住宅にすることや、賃貸住宅、建売住宅への用途変更を可能にする許可基準を定め、民間による空き家の利活用を図ります。

(3) 移住促進に向けた補助制度の活用

- 国や県の補助制度を活用して、移住希望者に対するきめ細かい支援制度を整備し、情報発信することで移住を促進します。また、移住者の定住率の向上や移

住者ネットワークの構築のために交流会を開催することで、移住者ネットワークを活用した情報発信を推進します。

(4)移住希望者と地域のマッチング推進

○移住の受け入れには、地域により期待度は異なっています。中山間地域では地域活動に積極的に参加してくれる人の移住に期待していますが、平野部や都市部では、その期待度は低くなる傾向にあります。地域の状況にあわせて、地域移住サポーターや移住専門相談員による移住希望者と地域のマッチングを進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
市外からの年間移住世帯数	世帯	28	30	
地域移住サポーター登録人数	人	3	15	



移住相談会

4 情報公開と広報広聴の充実

施策の方針

市政情報の公開により、市民の知る権利を保障するとともに、市政の透明性を高めるため、個人情報の適正な取り扱いを徹底し、公文書や会議の公開など情報公開制度の充実を図ります。

また、市政の現況や制度等を分かりやすく市民に伝えるため、各種の情報手段を活用した広報機能の充実が求められており、市広報紙や市ホームページなどを充実し、市民と情報共有できる体制づくりを進めます。

現状と課題

まちづくりや地域づくりの活性化のために、市民と行政とが市の現状と将来像について共有できるよう、行政情報を積極的に公開・提供しながら、多様な住民参画・協働の仕組みをつくりあげていく必要があります。

本市では、市の施策や事業、行事などを市民に周知するための広報紙「広報なんこく」を毎月1回発行しているほか、市ホームページやスマートフォン用アプリを利用し、市民が手軽に広報紙に目を通すことができる環境整備の充実を図っています。また、市ホームページでは、機能性の向上により、閲覧件数が増加しています。今後、一層の閲覧件数の増加に努める必要があります。

また、災害時における活用を視野に、SNSの1つであるフェイスブックの利用を開始しています。今後は、他のSNSについても、ホームページとは異なる市民とのコミュニケーションツールとして活用していく必要があります。

主要施策

(1)市広報紙の充実

○市広報紙の記事のタイトルや内容を見直し、市民の視点に立った記事を掲載し、市民への情報発信としての広報紙の発行に努め、市民が見やすく、読みたくなるような紙面の充実に努めます。

(2)市ホームページの充実

○分かりやすく魅力ある情報発信を工夫するなど、今後も市ホームページの一層の充実を進めます。

○ホームページ等の利用になんらかの制約がある人や、利用に不慣れな人々を含めて、だれもがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるように努めます。

(3)SNSの活用

○市の情報発信、また市民との情報共有のため、SNSを効果的に活用します。既存の市公式フェイスブックに加え、国内でユーザー数の多いサービスについて、それぞれの特性を活かした運用方法を検討したうえで利用開始に向けた取組を進めます。

(4)情報公開の推進

○公正で開かれた市政を推進するため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、政策決定プロセスを含めた情報公開を推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
ホームページの閲覧者数	人	37,000	45,000	月平均
フェイスブックページへの「いいね」数	人	600	1,000	

5 行政運営の充実

施策の方針

様々な行政課題に対して柔軟かつ的確に対応するため、本計画に基づく計画的な行政運営に努めるとともに、行政改革大綱に沿った事務事業の見直しや、行政機構の弾力的な運用、民間活力を活用した市民サービスの向上に取り組みます。また、ビッグデータ*や行政の保有するデータの分析と活用により、効果的な施策の立案に努めます。さらに、業務継続計画の策定及び運用、並びに情報セキュリティポリシーの適切な運用を行い、不測の事態に耐えうる行政運営を行います。

現状と課題

少子高齢化の進行等の社会経済環境の変化により、行政サービスに対する需要は多様化・高度化する一方で、市の財政は一貫して厳しい状況です。こうした状況のもとで、行政需要に対応していくためには、これまで以上に効率的な行政運営を実現する必要があります。そのためには行政評価等の制度の構築や高度なニーズに応える人材の育成や組織体制のスリム化など、継続的に改革を進めていかなければなりません。

安全・迅速かつきめ細かい住民サービスを実現するため、特に福祉・保健分野において、情報共有のためのシステム構築、予約受付やオンラインでの申請を含めた住民サービスに直結するシステムの導入を検討する必要があります。また、ビッグデータや行政の保有するデータの分析と活用により、効果的な施策の立案に努めます。

主要施策

(1)行政改革の推進

- 簡素で効率的な行政運営による質の高い行政サービスの実現を図るため、事務事業の見直しや組織の合理化、定員の適正化に取り組むとともに、民間活力の積極的な導入を推進します。
- 施策の効率的かつ効果的な実施を図るため、施策についての評価及び進行管理を行うとともに、行政評価のあり方を常に検証し、PDCAサイクルの観点から見直しを行い、実効性のある行政運営に努めます。
- 住民サービスの向上と効率的な行政運営の実現を目的として、また、新型コロナウイルス感染症対策として、行政手続のオンライン化を推進します。加えて、オンライン手続に関する事務を安全かつ円滑に実施するため行政組織等の最適化に取り組みます。

(2)人材の育成

- 人事や研修などの制度と、職場での人材育成の取組を連動させ、高い意欲と能力を持ち、職務を遂行する職員の育成を進めます。

(3)情報セキュリティポリシーの適切な運用

- 情報セキュリティポリシーの適切な運用と継続的な見直しを行い、社会保障・税番号制度開始により実施、公表した特定個人情報保護評価の適切な運用と個人情報の保護に努めます。
- 電子媒体及び紙媒体の文書について、必要に応じてシステム化を行い、適切な管理を行います。

(4)情報共有システムやオンライン申請システムの構築

- 安全・迅速かつきめ細かい住民サービスを実現するため、情報共有、予約受付やオンライン申請のシステムなど、住民サービスの向上に直結するシステムを検討・構築します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
マイナンバーカード(個人番号カード)普及率	%	8.8	100.0	

6 財政運営の充実

施策の方針

少子高齢化と人口の減少が予想されるなか、財政の健全化を図り、将来にわたり安定的な財政運営を維持するとともに、民間活力を引き出し、地域経済の成長戦略を進めます。

税収は、市財源の根幹となるため、適正・公平な課税を実施し、課税事務と収納事務がスムーズに連動することで、収納率の向上を図り、自主財源を確保します。

現状と課題

地域経済の低迷や税収が落ち込む状況が続く一方、市民ニーズは多様化・高度化するとともに、権限移譲により地方自治体の事務は増大・複雑化しています。このような状況に対応するため、地方自治体は限られた財源を有効に活用し、自己決定・自己責任による効率的な財政運営を行っていく必要があります。

社会保障を次世代にしっかりと引き渡していくためにも、受益と負担の均衡を図りつつ、消費税率の引き上げによる財源を活用し、さらなる充実を進める必要があります。

社会資本整備においては、厳しい財政状況のもと、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策等の諸課題に対応し、既存施設の機能を効果的に活用するとともに、計画的な整備が必要となっています。

また、本市では、中期財政収支ビジョンを策定し、経常経費の削減に努めるとともに、投資的経費の抑制や公債費負担適正化計画に基づく市債発行の抑制と、公的資金補償金免除繰上償還の実施により、財政の健全化を図ってきました。しかし、南海トラフ地震への防災対策の実施による市債残高の増加や、都市再生整備事業、国営ほ場整備事業、土地区画整理事業等の大型事業が実施されていることから、引き続き健全化を図る必要があります。

一方で、納税者の利便性の確保として、個人住民税の給与所得からの特別徴収の推進や、平成27年度からは全税目（軽自動車税は26年度から実施）をコンビニエンスストアにおいて納税可能な環境整備を進めました。収納率については、訪問徴収などの滞納整理から、各種債権の調査・差押の滞納整理により、一定の成果は上がりましたが、今後は、滞納者が生活再建する対策が必要となっています。

主要施策

(1) 財政計画に基づく事業推進

○3年ごとの中期財政収支ビジョンを策定するとともに、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の老朽化に伴う将来負担を的確に把握した上で、計画的な財政運営を図ります。

(2) 重要施策の選択と集中

○公債費負担適正化計画により、将来の公債費負担が重くならないように、年度間の平準化を図り、普通建設事業を計画的に実施します。

○事務事業実績・評価報告書により、全事業の評価を行い事業の必要性を検討していくとともに、少子高齢化と人口減少に対応する社会保障施策等の本市の重要施策を計画的に実施していきます。

(3) 自主財源の充実強化

○市税の口座振替の推進やコンビニ収納の活用により、納税者の利便性の向上を図ります。

○民間活力を引き出す施策の推進により、地域経済の成長を促し、市税の確保に努めます。

○財源確保のためには国及び県の補助事業の積極的な活用が必要であり、最新の情報を収集し、補助事業の確保に努めます。

(4) 公共施設ファシリティマネジメントの推進

○公共施設の更新、維持及び管理に関するコストを平準化し、財政負担の期間的集中を回避するため、長寿命化や管理手法など総合的な検討を進めます。

○より効率的で有効な公共施設の維持管理及び運営手法について、PFIの導入や指定管理者制度など市民サービス向上の観点から手法の検討を進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
経常収支比率	%	94.7	96.0	
実質公債費比率	%	7.2	8.5	公債費負担適正化 計画
将来負担比率	%	58.1	80.0	//
地方債残高	億円	198	220	//
財政調整基金残高	億円	26	20	
個人住民税特別徴収事業所数	件	3,851	3,918	

7 広域行政の推進

施策の方針

広域で連携・協力することにより、市として必要な生活機能を確保し、安心して暮らせる魅力ある地域の形成を目指します。

特に、地方分権の流れや多様化・高度化する市民ニーズに対応した、効率的な行財政運営を行うため、周辺自治体と連携・協力し、広域行政を推進します。

また、財政需要の増大・多様化と厳しい経済情勢の中、自治体クラウドなど、システムの共同利用・共同調達の推進による情報関連経費の削減に取り組むなど、効率的かつ健全な財政運営の確立に努めます。

さらに、産学官民の連携による人材育成や産業育成を行い、産業振興を図ります。

現状と課題

少子高齢化や人口の都市圏への流出により人口減少が進むなか、生活機能の維持が困難になっている地方圏においては、それぞれの地域が長所や特色を生かして互いに連携し、圏域全体の活性化を図る必要があります。本市においても、暮らしやすいまちづくりのため、国や県、周辺の市町村と連携しながら医療福祉・産業・文化等、地域の実情と市民のニーズにあった行政サービスの提供が求められています。

特に、交通網の整備や情報通信手段の発達・普及により、市民の活動範囲は行政区域を越えて広域化しています。また、地方分権改革に伴う権限移譲により、基礎自治体が担う事務が増大しています。このようななか、多様化・高度化に加え、広域化する行政課題に、的確かつ効率的に対応するためには、周辺自治体と連携・協力して事務処理を行うことが重要です。

本市においては、平成23年度に香南市、香美市と住民情報系システムの共同利用を開始し、住民情報系については、開始当時、約28%の年間運用経費削減につながりました。今後はさらに多くの自治体との共同利用や、業務システムの標準化、クラウド化について導入を検討していくことが必要です。

また、現在、高知大学、高知工科大学、高知工業高等専門学校と、地域社会の振興・発展を目的とした連携協定を締結しています。連携事業の一環として、健康講座や体験講座などの公開講座、食品産業や6次産業化に係る人材創出、防災分野において連携が活発に行われています。今後とも、地方創生の取組を推進するため、産学官民の連携を強化していくことが重要です。

主要施策

(1) 地域連携の推進

- 高知県内全市町村を圏域とする「れんけいこうち広域都市圏」の高知市（連携中枢都市）との連携協約に基づき、他市町村との連携により、圏域全体の活性化及び人口減少の課題克服に取り組みます。
- 物部川流域ふるさと交流推進協議会を中心としたイベントやボランティア活動における住民の交流を促進し、流域の調和ある発展を図ります。

(2) 国・県との連携強化

- 事務の権限移譲により、国・県と役割や機能の分担をし、市の実情にあわせた自主的な行政運営に努めていきます。

(3) 共同利用システムの運用

- 本市・香南市・香美市共同利用型住民情報システムの適切な利用に努めるとともに、今後はさらに多くの自治体との共同利用や、業務システムの標準化、クラウド化について導入を検討します。
- 高知県内で同システムを利用している団体で設置するユーザー会での情報共有を行い、さらに社会保障・税番号制度について広域での検討を行います。

(4) 産学官民の連携強化

- 産学官民の連携を深め、人材育成、産業育成を行い、本市の産業振興を図り、地域の活性化を推進します。

(5) 広域観光の推進(再掲)

- 広域観光事業に取り組む物部川DMO協議会と連携して物部川エリアにおける広域観光の振興と本市及び本市の観光施設の認知度向上を図り、県内外からの「ひと」の流れをつくります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
産学官民の新たな連携事業数	事業	5	10	